

**地域医療構想調整会議の具体的な  
運営方法（案）について**

# 地域医療における会議

都道府県

## 医療計画

## 地域医療構想

### 地域医療対策協議会 (医療法第30条の17)

- 救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保等必要とされる医療の確保について協議
- 都道府県は参加者として関係者と共に協議し、施策を策定・公表

### 都道府県医療審議会 (医療法第71条の2)

- 都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議

### 二次医療圏

### 圏域連携会議

- (医療計画作成指針  
平成24年3月30日付)
- 必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場

圏域  
連携  
会議

圏域  
連携  
会議

圏域  
連携  
会議

### 構想区域

### 地域医療構想調整会議

(医療法第30条の14)

- 医療機関が担うべき病床機能に関する協議
- 病床機能報告制度による情報の共有
- 都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- 地域医療構想の達成の推進

※地域医療構想の策定段階から設置し、策定に関与することが望ましい  
※協議が調わない場合は都道府県が必要に応じ措置を講じる

地域医療  
構想調整  
会議

地域医療  
構想調整  
会議

地域医療  
構想調整  
会議

### <下部組織>

特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合に専門部会等を設置

# (参考) 医療法に規定する会

会議の種類	趣旨・目的 設置方法	設置区域	参加者の範囲・選定	開催時期	会議・議事の 公開	合意の方法
都道府県医療 審議会  (法71の2)	・知事の諮問に応じ、都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議	・都道府県ごとに設置	・医師、歯科医師、薬剤師  ※、医療を受ける立場にある者及び学識経験者 (施行令5の17) ※一般的に、県医師会、歯科医師会、薬剤師会	・年2回程度(年度末+随時 ※)  ※ 地域医療支援病院の承認、病院の開設・増床等に係る勧告・不許可、医療法人の設立・解散・合併の認可 等	・一般的に、原則、公開 ※ 患者情報や医療機関の経営に関する情報について非公開としている等の都道府県もある。	・出席委員の過半数を持って決定(施行令第5の20③)
地域医療対策 協議会  (法30の17)	・救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他都道府県において必要とされる医療の確保について協議  ・都道府県は、参加者として関係者と共に協議し、施策を策定・公表	・都道府県ごとに設置	・特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関、臨床研修指定病院、診療に関する学識経験者の団体  ※、大学等、社会医療法人など(医療法30の12) ※一般的に、県医師会、歯科医師会	・年1～2回程度	・一般的に、原則、公開  ※ 一般公開はしていないが、要望があれば公開している等の都道府県もある。	・一般的に、特に定めていない
地域医療調整 会議 (法30の14 ①)	・将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の推進するために必要な事項について協議  ・都道府県は、参加者として関係者と共に協議を実施	・原則として、構想区域ごとに設置  ※ ただし、構想区域内の医療機関の規模・数等を勘案し、都道府県知事が協議をするのに適当と認める区域で設置することも可能とする。	・診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者  ※ 医師会、歯科医師会(都市医師会、歯科医師会を念頭)、病院団体、病院・有床診療所の開設者・管理者、医療保険者を基本とする。	・地域の実情に応じて、随時開催  ・病床機能報告制度や基金のスケジュールを念頭に、定期的に開催  ※このほか、医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合や過剰な医療機能に転換しようとする場合にも、随時開催する。	・原則、公開  ※ 患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱うなど特段の事情がある場合には、非公開とする。	・医療機関の経営を左右するため、丁寧かつ十分な協議が必要  ※ また、特に各病院・有床診療所の病床機能及び病床数等の合意については、参加した関係者の署名捺印による合意書等の形で取りまとめが適当である。
圏域連携会議 (局長通知により、必要に応じて設置)	・関係者が各医療機能を担う医療機関を決定すること等、具体的な連携等について協議	・2次医療圏ごとに設置	・各医療機能を担う全ての関係者  ※ 主に、都市医師会、歯科医師会等、病院団体、公的医療機関、市町村 等 ※ 各医療機関が参加する場合、当該医療機関の開設者・管理者等が参加	・年1回程度	・一般的に、原則、公開  ※ 一般公開はしていないが、要望があれば公開している等の都道府県もある。	・圏域によって様々(特に定めていない圏域や、出席者の過半数を持って決定する圏域など)

(「第4回地域医療策定ガイドライン等に関する検討会」資料を一部改変)

# (参考) 高知県第6期保健医療計画 体制

## 【県全体】

県医療審議会等において、数値目標の達成状況や施策・事業の進捗状況を「毎年」評価し、公表

高知県医療審議会

地域医療対策協議会

医療従事者確保推進部会

(医療従事者の確保、へき地医療対策)

保健医療計画評価推進部会

(計画全体の進行管理・評価を実施)

## 【5疾病5事業及び在宅医療】

がん対策推進協議会

脳卒中医療体制検討会議

急性心筋梗塞医療体制検討会議

糖尿病医療体制検討会議

保健医療計画精神疾患分野検討会

小児医療体制検討会議

周産期医療協議会

救急医療協議会

災害医療対策本部会議

在宅医療体制検討会議

(疾病、事業ごとの具体的な対策の検討、進行管理と評価を実施)

## 【二次保健医療圏】

圏域連携会議

日本一の健康長寿県構想地域推進協議会

(地域の特性に応じた、保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを提供するための取組の推進)

福祉保健所単位に設置

報告等

地域医療体制部会

(地域における疾病・事業ごとの計画の進行管理と評価)

必要に応じて設置

※H25年度に福祉保健所単位で各地域の主要課題に着目したアクションプランを策定予定

# 地域医療構想調整会議の設置・運営について

- ✓ 都道府県は、構想区域等ごとに、地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとされている（医療法第30条の14）

## 1. 議事・開催時期・参加者

（次頁参照）

## 2. 設置区域

- 原則として、構想区域ごとに設置
- 都道府県知事が協議をするのに適当と認める区域で設置することも可能

＜柔軟な運用例＞

- ① 広域的な病床の機能分化・連携が求められる場合における複数の調整会議の合同開催
- ② 議事等に応じ、設置される区域から更に地域・参加者を限定した形での開催
- ③ 圏域連携会議など、既存の枠組みを活用した形での開催 等

## 3. 専門部会やワーキンググループ

- 特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合（参加者は構想会議同様、議題によっては住民も加える）

## 4. 公表

- 患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱う場合等は非公開、他は原則公開
- 協議内容・結果は原則、周知・広報
- 参加の求めに応じない関係者への対応（「地域医療構想を実現するための仕組み」以降、参照）

## 5. 合意の方法・履行担保

- 病床機能・病床数等の合意は、（通常の議事録に加え、）関係者の合意を確認し得る書面を作成
- 正当な理由なく合意事項を履行しない場合は、「協議の場」の協議が調わない時と同様の措置（施設名の公表等）を講ずることができるようにする。

# 地域医療構想調整会議の設置・運営について

## 議事、開催時期、参加者について

(「地域医療策定ガイドラインより、抜粋)

議事		開催時期	参加する関係者	
通常 の 開 催 (法30 の14 ②)	病床の機能分化・連携の推進	①地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議	地域の実情に応じて、都道府県が <b>随時開催</b>	議事等に応じ、都道府県が選定
		②病床機能報告制度による情報等の共有	病床機能報告制度や地域医療介護総合確保基金のスケジュールを念頭に <b>定期的</b> に開催	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村など幅広く都道府県が選定
		③地域医療介護総合確保基金都道府県計画に盛り込む事業に関する協議		
	その他	④その他の地域医療構想の達成の推進(地域包括ケア、人材の確保、診療科ごとの連携など)に関する協議	地域の実情に応じて、都道府県が <b>随時開催</b>	議事等に応じ、都道府県が選定
の 対 応	病院の開設・増床、機能の転換	⑤開設・増床等の許可申請の内容に関する協議 (法30の14③)	医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合に <b>随時開催</b>	許可申請をした医療機関及び当該申請に係る利害関係者等に限って都道府県が選定
		⑥過剰な病床機能への転換に関する協議 (法30の15②)	医療機関が過剰な病床機能に転換しようとする場合に <b>随時開催</b>	転換をしようとする医療機関及び当該転換に係る利害関係者等に限って都道府県が選定

議長等：都道府県関係機関、医師会の代表など(利益相反が生じないように、あらかじめ代理者の規定を定める)

都道府県：参加を求めなかった病院・有床診療所へ書面・メールでの意見提出などにより幅広い意見表明の機会を設けることが望ましい

# 地域医療構想を実現する仕組み

## 1. 「協議の場」の設置

- 都道府県は、地域医療構想の実現について、医療関係者、医療保険者等の関係者との協議を行う「協議の場」を設置。医療機関相互の協議により、地域医療構想を推進していくが、協議だけでは進まない場合には、都道府県知事が以下の措置を講ずることができることとする。

## 2. 都道府県知事が講ずることができる措置

### ① 病院の**新規開設・増床**への対応

- 都道府県知事は、開設許可の際に、不足している医療機能を担うという条件を付けることができることとする。

### ② 既存医療機関による医療機能の転換への対応

#### 【医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合】

- 都道府県知事は、医療機関に対して医療審議会での説明等を求めることができることとし、転換にやむを得ない事情がないと認める時は、医療審議会の意見を聴いて、**転換の中止を要請（公的医療機関等には命令）**することができることとする。

#### 【「協議の場」の協議が調わず、自主的な取り組みだけでは機能分化・連携が進まない場合】

- 都道府県知事は、医療審議会の意見を聴いて、不足している医療機能に係る医療を提供すること等を要請（公的医療機関等には**指示**）することができることとする。

### ③ **稼働していない病床の削減**の要請

- 医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、都道府県知事は公的医療機関等以外の医療機関に対して、医療審議会の意見を聴いて、稼働していない病床の**削減を要請**することができることとする。

※ 現行の医療法上、**公的医療機関等**に対しては、都道府県知事が稼働していない病床の**削減を命令**することができることとなっている。

#### 【医療機関が上記の要請又は命令・指示に従わない場合の措置】

- 医療機関が上記の要請に従わない場合は、都道府県知事が勧告を行う。当該勧告にも従わない場合や、公的医療機関が上記の命令・指示に従わない場合には、現行の医療法上の措置（管理者の変更命令や公的医療機関への運営の指示等）に加えて、以下の措置を講ずることができることとする。

イ **医療機関名の公表**

□ 各種補助金の交付対象や福祉医療機構の融資対象からの除外

ハ **地域医療支援病院・特定機能病院の不承認・承認の取消し**

# (参考) 医療計画・地域医療構想に係る行政権限

	条項	対象施設	対象地域	処分要件	処分の種類	処分の内容
①	§7-2 (1)	公的	計画過剰圏域	開設・増床・病床種別変更の許可申請 (病院)	許可しない	■ 今般の法改正 (H27.4.1施行) において追加
②	§7-2 (2)	公的	計画過剰圏域	病床の設置・増床の許可申請 (診療所)	許可しない	
③	§30-11	全て	(計画過剰圏域)	開設・増床・病床種別の変更 (病院)、病床設置・増床 (診療所)	勧告	医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合 <医療審議会>
④	§7-2 (3)	公的	計画過剰圏域	正当な理由なく許可病床に係る業務を行っていないとき	命令	病床削減の措置をとること
⑤	§7-2 (7)	公的	計画過剰圏域	④の命令に従わなかったとき	公表	従わなかった旨
⑥	§30-12 (1)	民間	計画過剰圏域	正当な理由なく許可病床に係る業務を行っていないとき	要請	病床削減の措置をとること
⑦	§30-12 (2)	民間	計画過剰圏域	正当な理由なく⑥の要請に係る措置を講じていないと認めるとき	勧告	当該措置をとるべきこと <医療審議会>
⑧	§30-12 (3)	民間	計画過剰圏域	正当な理由なく⑦の勧告に従わなかったとき	公表	従わなかった旨
⑨	§7 (5)	全て	全て	開設・増床・病床種別変更 (病院)、病床設置・増床・病床種別変更 (診療所) の許可申請	許可への意見付帯	不足している病床機能に係る医療の提供、その他構想達成の推進に必要な条件
⑩	§30-14 (3)	全て	全て	⑨の申請に関し地域医療構想の達成推進のため	求める	協議の場への参加
⑪	§27-2 (1)	全て	全て	正当な理由なく⑨で付された条件に従わないとき	勧告	期限を定めて当該条件に従うべきこと <医療審議会>
⑫	§27-2 (2)	全て	全て	正当な理由なく⑪の勧告に係る措置をとらなかったとき	命令	期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきこと <医療審議会>
⑬	§27-2 (3)	全て	全て	⑫の命令に従わなかったとき	公表	従わなかった旨
⑭	§30-13 (5)	全て	全て	病床機能報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	命令	報告を行わせ、又は報告の内容を是正させる
⑮	§30-13 (6)	全て	全て	⑭の命令に従わなかったとき	公表	従わなかった旨
⑯	§30-15 (1)	全て	構想過剰区域	基準日機能と基準日後機能が異なる場合	求める	病床機能が異なる理由を記載した書面の提出
⑰	§30-15 (2)	全て	構想過剰区域	⑯の書面に記載された理由等が十分でないと認めるとき	求める	協議の場への参加
⑱	§30-15 (4)	全て	構想過剰区域	⑰の協議の場における協議が整わないとき	求める	医療審議会に出席し、当該理由等を説明
⑲	§30-15 (6)	公的	構想過剰区域	⑱を踏まえ⑯の理由等がやむを得ないものと認められないとき	命令	基準日後病床機能に変更しない、その他必要な措置 <医療審議会>
⑳	§30-15 (7)	民間	構想過剰区域	⑱を踏まえ⑯の理由等がやむを得ないものと認められないとき	要請	基準日後病床機能に変更しない、その他必要な措置 <医療審議会>
㉑	§30-17	民間	構想過剰区域	正当な理由なく⑳の要請に係る措置を講じていないと認めるとき	勧告	当該要請に係る措置を講ずべきこと <医療審議会>
㉒	§30-18	全て	構想過剰区域	⑲の命令、㉑の勧告に従わなかった場合	公表	従わなかった旨
㉓	§30-16 (1)	公的	構想過剰区域	地域医療構想の達成推進に必要な事項について、協議の場における協議が調わないとき	指示	不足している病床機能に係る医療の提供、その他必要な措置 <医療審議会>
㉔	§30-16 (2)	民間	構想過剰区域	地域医療構想の達成推進に必要な事項について、協議の場における協議が調わないとき	要請	不足している病床機能に係る医療の提供、その他必要な措置 <医療審議会>
㉕	§30-17	民間	構想過剰区域	正当な理由なく㉔の要請に係る措置を講じていないと認めるとき	勧告	当該要請に係る措置を講ずべきこと <医療審議会>
㉖	§30-18	全て	構想過剰区域	㉓の指示、㉕の勧告に従わなかった場合	公表	従わなかった旨

※ 計画過剰圏域：病床種別に応じた既存病床数が基準病床数に達している二次医療圏

※ 「地域医療支援病院」「特定機能病院」の承認取消要件に

※ 構想過剰区域：機能区分に応じた既存病床数が将来の病床数の必要量に達している構想区域

■ の命令に違反し、又は指示若しくは勧告に従わなかった場合を追加

# 本県における調整会議の基本的な考え方（案）

## 会議体と議事の振り分けについて

三次医療	(随時) 高知県全区域調整会議合同会合⑤、⑥ (その他高度急性期に関わる議事について) (例：高知県医療審議会)						
	(随時) 安芸・中央・高幡区域調整会議合同会合 (その他広域急性期が中心となる議事について)						
二次医療	<b>幡多区域調整会議</b> ①,②,③, ④,(⑤,⑥)	<b>高幡区域調整会議</b> ①,②,③, ④,(⑤,⑥)	<b>中央区域調整会議②、③ (⑤、⑥)</b> (その他広域急性期が中心となる議事について)				<b>安芸区域調整会議</b> ①,②,③, ④,(⑤,⑥)
一次医療 地域包括ケア	(日本一の健康長寿県構想推進協議会)	(日本一の健康長寿県構想推進協議会)	中央区域調整会議 <b>仁淀川部会</b> ①,④,(②,③) (日本一の健康長寿県構想推進協議会)	中央区域調整会議 <b>高知市部会</b> ①,④,(②,③)	中央区域調整会議 <b>嶺北部会①,</b> ④,(②,③) (日本一の健康長寿県構想推進協議会)	中央区域調整会議 <b>物部川部会</b> ①,④,(②,③) (日本一の健康長寿県構想推進協議会)	(日本一の健康長寿県構想推進協議会)
基本地域	幡多	高幡	仁淀川	高知市	嶺北	物部川	安芸
管轄保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所	中央西福祉保健所	高知市保健所	中央東福祉保健所		安芸福祉保健所
構想区域	<b>幡多</b>	<b>高幡</b>	<b>中央</b>				<b>安芸</b>

(日本一の健康長寿県構想の会議体をベースに、議事によってはその他の会議体を設置するという運用)